

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、ステークホルダーから信頼を得られる誠実で透明性の高い経営の実現のために、コーポレート・ガバナンスの強化を進め、その実行性の向上をめざして内部統制を充実させてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4 - 11 - 1】(取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方)
取締役会は業務執行の監督と重要な意思決定をするために多様な知識、多様な経験、多様かつ高度な能力を持ったメンバーで構成されることが必要であると考えており、知識・経験・能力のバランス、多様性、適正人数を議論した上で取締役を選任しております。
取締役は、より高い独立性、専門性を有する社外取締役4名を含め、9名で構成されています。また、監査役4名は社外監査役1名を含む常勤監査役2名と、会計に関する高い専門性を有する社外監査役1名、法律に関する高い専門性を有する監査役1名で構成されています。
現在は女性の役員はおりませんが、国際性や多様性の確保については今後の検討課題と考えております。
これらのメンバーがそれぞれの知識・経験・能力を活かして、多面的な意思決定と業務執行の監督を行っています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4】(政策保有株式)

当社グループは、政策保有株式を段階的に縮減し、当社の企業価値の向上に資すると認められる株式は必要最小限保有する方針としております。

保有の可否判断において、個別に保有意義の確認をし、意義のある株式については、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかなどを定期的に取締役会で検証し、多面的総合的に評価をし、適切でない株式については縮減します。なお、2017年度においては、当社保有の政策保有株式のうち6銘柄の全数売却、6銘柄の一部売却を実施しました。

政策保有株式の議決権行使については、当社の企業価値の向上に資することを前提に、投資先企業の持続的成長と中長期的な企業価値に資するものであるかを総合的に判断し、適切に議決権を行使します。具体的には次の基準を設け、個別に賛否を判断します。主な基準は以下のとおりです。

- ・剰余金処分案に関する議案において、財務の健全性や内部留保とのバランスを著しく欠いていないか
- ・取締役・監査役選任に関する議案において、業績が一定期間に亘り悪化していないか、株主価値が大きく毀損されていないか、不祥事等生じていないか

【原則1 - 7】(関連当事者間の取引)

当社は、取締役が会社法に定める競業取引や利益相反取引を行う場合は、「取締役会規則」に基づいて取締役会で承認し、その結果について取締役会に報告することとしております。

また、主要株主等との取引については、その規模及び重要性に応じて「取締役会規則」や「稟議規程」に基づき、必要な決裁を経て実施しています。

これにより、関連当事者との取引に係る条件等が適正であるかを監視し、当社および株主共同の利益を害することを防止しています。

【原則2 - 6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、財務担当役員や人事担当役員や労働組合等からなる年金資産運用委員会を設置しており、リスクを抑えた運用とする年金資産の基本方針の下、複数の専門的知識を有する金融機関の意見・報告を聴取し、適宜資産配分を見直す等運用資産の運用管理を行っております。当社は年金資産の運用を大手の金融機関に分散して委託しており、全てが日本版ステewardシップ・コードを受け入れております。

【原則3 - 1】(情報開示の充実)

(i)当社の経営理念については、「J-オイルミルズレポート」の「当社の理念体系」をご参照下さい。

https://ir.j-oil.com/ja/Library_index/BusinessReport/main/0/teaserItems1/0118/linkList/00/link/2018CSR.pdf

当社の中期経営計画については、「第五期中期経営計画説明会資料」をご参照下さい。

<http://ir.j-oil.com/ja/Plan/main/07/teaserItems1/0/linkList/00/link/201703.pdf>

(ii)コーポレートガバナンスに関する考え方については、「有価証券報告書」の第4-6【コーポレート・ガバナンスの状況等】をご参照下さい。

<https://file.swcms.net/file/j-oil/dam/jcr:a8051acb-0ae9-4f54-95da-2326d4f7d73a/S100DDE5.pdf>

(iii)取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、関連情報を株主の皆様と共有することを方針としております。当社の役員報酬については、本報告書の「2.1.【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

(iv)(v)取締役候補の指名につきましては、企業理念や経営戦略の実現による企業価値向上を推進する力を有する事を要件とし、候補者について

は、実務遂行状況や取締役会等での評価、役員研修や社内幹部候補研修を通じての選抜・成長支援を行い、社内外の各分野より選定しております。指名諮問委員会は、取締役社長から候補者育成について報告を受けており、取締役候補者について審議の上、助言・提言を取締役会に行います。取締役会は、これらの助言・提言を勧案の上、取締役候補の指名を決議しております。

また、執行役員の選任につきましては、取締役候補の指名と同様の手続きを経た上で、取締役会で決議いたします。

監査役候補の指名につきましては、企業の健全で持続的な成長と良質な企業統治体制の確保を基本方針として、監査役会が実務経験や会計や法律等の専門的知識と経験を持つ候補者を社内外から推薦し、取締役会は、推薦された候補者の経歴等を勧案の上、監査役候補の指名を決議しております。

執行役員に解任すべき事由が生じた場合は、取締役会で審議・決議し、取締役・監査役に解任すべき事由が生じた場合は、それぞれ取締役会・監査役会で審議し、会社法に則った手続きを実施いたします。なお、執行役員と取締役の解任に関しては、事由に応じて指名諮問委員会での審議を経ることとしております。

取締役・監査役候補の指名の説明につきましては、各年度の「定時株主総会招集ご通知」のうち、「株主総会参考書類」の役員選任議案の箇所に記載しております。

https://ir.j-oil.com/ja/Stock_index/StockholderMtg.html

【補充原則4 - 1 - 1】(取締役会から経営陣への委任の範囲の概要)

当社は、「取締役会規則」及び「稟議規程」を定め、取締役会で審議・報告すべき事項及び経営会議に委任する事項を定めています。法令により取締役会専決とされる事項及び「取締役会規則」に定める重要業務執行については、取締役会において決議し、それ以外の業務執行権限は「稟議規程」に基づき、経営会議決裁と当該業務を担当する本部長の決裁に分類して、委譲しております。2018年11月には、「取締役会規則」及び「稟議規程」を改訂し、委譲範囲の見直し、決議事項の明確化など所要の改訂を行いました。引き続き、ガバナンスコードの示す取締役会として論議すべき議案について検討を重ねております。

【補充原則4 - 3 - 2】(CEOの選任)

取締役会は、CEOの選任について、独立社外取締役を委員長とした任意の指名諮問委員会に、後継者計画も含めて諮問することにより、十分な時間と資源をかけて客観性・適時性・透明性ある手続を確保します。

【補充原則4 - 3 - 3】(CEOの解任)

取締役会は、CEOの解任について、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合には、独立社外取締役を委員長とした任意の指名諮問委員会に諮問することにより、客観性・適時性・透明性ある手続を確保します。

【原則4 - 9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は、東京証券取引所の定める独立役員の判断基準を尊重しております。

2018年の定時株主総会において独立社外取締役候補者2名を選任しており、招集通知において選任の理由を開示しております。

また、CG報告書に下記の記載をしております。

当社の社外取締役の独立性基準については、本報告書の「2.1.【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載の通りであります。

【補充原則4 - 11 - 2】(取締役および監査役の兼任状況)

取締役・監査役は、当社の事業等を十分に理解し、役割・責務を適切に果たすために十分な時間や労力を確保しております。

当社の社外監査役は取締役会や監査役会に出席し、社外取締役は取締役会に出席しております。なお、取締役・監査役の他会社との兼任状況を事業報告及び株主総会参考書類において開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3】(取締役会の実効性に関する分析・評価の概要)

当社は、取締役会の実効性をより一層高めることを目的に、2015年度から開始した取締役会の実効性に関する評価を2017年度も行いました。

1)実施内容

2017年度は、これまで行ってきた取締役・監査役全員を対象にした記名式アンケートに加えて、各取締役・監査役へのヒアリング、外部有識者への意見聴取を実施するとともに、これらの結果について取締役会での議論を行いました。

2)評価の結果と今後の取組み

当社の取締役会の実効性については、概ね一定の水準ではありましたが、前回と比較して「諮問委員会の設置」や「社外取締役との関係」などコーポレート・ガバナンスに改善が認められる一方で、「経営会議と取締役会議の役割分担とアジェンダセレクション」や「全社最適視点による取締役会の活性化」「取締役会資料の改善と配布の早期化」といった課題があることも認識され、今後更なる実効性向上に向けた対応については、PDCAを回しながら行っていくことを確認致しました。

【補充原則4 - 14 - 2】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

従来より、取締役および執行役員を対象とし、年1回その年の主要テーマや内部統制に関する研修会を実施しています。

また、役員および経営幹部候補者を対象とした研修(トップマネジメント研修・新任取締役研修・経営幹部候補者研修等)も実施し、更なる充実を図っております。

社外取締役および社外監査役には、当社グループについての理解を深めていただくため、就任時および必要に応じて、各部門から事業・業務内容等を説明すると共に、主要事業所を視察する機会を設けておりますが、情報提供の更なる充実を検討します。

なお、監査役は、その責務を果たすため、必要となる法令・ガバナンス・経営環境等に関する外部専門家による研修・セミナーを自主的に受講しています。会社は、それに対して必要かつ適切なサポートを行っております。

【原則5 - 1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、「株主と建設的な対話」を合理的な範囲で前向きに対応するために、以下の体制の整備および取組みを実施しています。

(i) 株主との建設的な対話の促進は、IR担当部署である経営企画部担当役員を中心に、取締役社長および財務部担当役員と連携して進めております。

(ii) 対話にあたっては、財務部、経営企画部、CSR部、ガバナンス推進部、総務・人事部が日常的に連携し、関係部署からの情報収集と経営陣への共有を図っております。

(iii) 証券アナリストや機関投資家に対しては、5月と11月に決算説明会を実施し、決算内容、業績予測、中期経営計画の進捗状況について説明しております。

(iv) 対話を通して把握した株主や投資家からの意見などは、取締役社長、担当取締役、担当執行役員で共有し、必要に応じて取締役会で報告を行うなど、今後の経営に活かすように努めております。

(v) 株主との対話に際してのインサイダー情報の管理については、「インサイダー取引防止規程」を定めて周知を図るとともに、非公開情報の取り扱いについては「ディスクロージャーポリシー（下記URL参照）」を定めて、フェア・ディスクロージャー・ルール等に則った運用に努めております。
<https://ir.j-oil.com/ja/disclosurepolicy.html#ディスクロージャーポリシー>

【原則5 - 2】(経営戦略や経営計画の策定・公表)

当社は企業価値の向上に向け第五期中期経営計画を策定しており、連結売上高・連結営業利益・連結営業利益率・ROEにつき目標を開示しております。毎年、第五期中期経営計画の進捗状況を確認し事業構造や経営資源の適切な配分の見直しを行います。

また、ROE目標達成に向けて、加重平均資本コスト(WACC)等を用いて資産効率向上を進めROA等の改善を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
味の素株式会社	4,526,990	27.15
三井物産株式会社	2,087,711	12.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	437,600	2.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	423,800	2.54
東京海上日動火災保険株式会社	414,381	2.49
J オイルミルズ取引先持株会	345,018	2.07
株式会社みずほ銀行	271,355	1.63
農林中央金庫	270,130	1.62
三井住友海上火災保険株式会社	257,707	1.55
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	255,600	1.53

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

大株主の状況は、2018年9月30日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、味の素株式会社との間で、業務提携に関する基本契約を締結し、同社のブランド使用・同社の一部販売ルートの利用・同社からの出向者受け入れ等の食用油脂事業に関する提携関係を築いております。

味の素株式会社は、当社議決権の27.27%を保有する大株主であります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
栃尾 雅也	他の会社の出身者											
今井 靖容	公認会計士											
新宅 祐太郎	他の会社の出身者											
遠藤 陽一郎	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」、
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
栃尾 雅也		当社の主要株主かつ主要取引先である味の素株式会社の取締役専務執行役員であります。 当社は同社との間で年間47,636百万円の製品販売および年間6,652百万円の原材料仕入(平成30年3月期実績)があります。	栃尾雅也氏は、味の素株式会社において、海外も含めた食品事業に携わり、現在は同社の取締役として、広く食品事業および会社経営全般に関わる豊富な経験と見識を有しております。以上により、取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、社外取締役として選任したものであります。

今井 靖容	当社の会計監査を行っている新日本有限責任監査法人の出身(平成25年6月まで)であります。 当社は会計監査等業務の報酬として同監査法人へ年間76百万円(平成30年3月期実績)を支払っております。	今井靖容氏は、当社取締役就任以前は会社経営に關与したことはありませんが、公認会計士としての専門的な知識と監査業務の豊富な経験を有しております。以上により、取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、社外取締役および独立役員として選任したものであります。 なお、同氏はEY新日本有限責任監査法人を退社後5年が経過しており、現在、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。
新宅 祐太郎		新宅祐太郎氏は、テルモ株式会社の代表取締役社長として長く会社経営を担い、会社経営に關わる豊富な経験と見識を有しております。以上により、取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、社外取締役および独立役員として選任したものであります。 なお、同氏は上記「会社との関係」の「a~k」のいずれの事項にも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。
遠藤 陽一郎	当社の主要株主かつ主要取引先である三井物産株式会社の業務執行者として勤務しております。 当社は同社との間で年間14,201百万円の製品販売および年間32,109百万円の原材料仕入(平成30年3月期実績)があります。	遠藤陽一郎氏は、三井物産株式会社において、海外および食品等の事業に携わり、広く食品事業および海外事業に關わる豊富な経験と見識を有しております。以上により、取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、社外取締役として選任したものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	0	0	3	0	1	社外取締役

補足説明 更新

指名諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役および執行役員の選解任案等を審議し、取締役会に答申します。その構成は、社内取締役(社長)1名および社外取締役2名から成り、委員長は社外取締役であります。

報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役および執行役員の報酬案を審議し、取締役会に答申します。その構成は、社外取締役3名および社外監査役1名から成り、委員長は社外取締役であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役員の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門と常勤監査役は、定期的に会合を持ち、内部監査部門が監査役に監査実施状況を報告するとともに、監査役が監査を実施する際に要請のあるときには、内部監査部門はこれに協力する体制をとっております。

監査役と会計監査人は、定期的に会合を持ち、意見交換を行う他、監査役は、必要に応じて会計監査人の監査に立ち会う等の会計監査の相互

連携を図っております。

会計監査人と内部監査部門は、定期的に会合を持ち、意見交換を行う他、内部監査部門は、会計監査人が監査を実施する際に要請のあるときには、これに協力する体制をとっております。

なお、内部監査部門、監査役および会計監査人は、内部統制機能を所轄するガバナンス推進部および財務部と、適宜、コンプライアンスおよびリスク管理等につき意見交換を行う他、当該各部門は、内部監査部門、監査役および会計監査人が監査を実施する際に要請のあるときには、これに協力する体制をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
塩田 良晴	他の会社の出身者													
池谷 修一	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塩田 良晴		当社の主要株主かつ主要取引先である味の素株式会社の業務執行者として勤務(平成28年6月まで)しておりました。当社は同社との間で年間47,636百万円の製品販売および年間6,652百万円の原材料仕入(平成30年3月期実績)があります。	塩田良晴氏は、味の素株式会社において、広く食品事業に携わり、さらに同社のリスク管理・企業法務全般を担ってまいりました。以上により、特にコーポレートガバナンス体制の強化の視点から、経営者の職務執行に対する客観的な監視・監督が期待されるため、社外監査役として選任したものであります。
池谷 修一			池谷修一氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、経営者の職務執行に対する客観的な監視・監督が期待されるため、社外監査役および独立役員として選任したものであります。 なお、同氏は上記「会社との関係」の「a～m」のいずれの事項にも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社の社外取締役および社外監査役の独立性基準については、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を尊重しております。

2018年の定時株主総会において独立社外取締役2名、および、2017年の定時株主総会において独立社外監査役1名を選任しており、それぞれの招集通知において選任の理由を開示しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)の報酬に関して導入しております。

- ・事業年度ごとの連結業績等に基づく短期インセンティブ(賞与)
- ・4ヶ年にわたる中長期的な業績および当社株価に連動する長期インセンティブ(株式報酬)

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成30年3月期における取締役の報酬等の総額は、取締役11名に対し、206百万円であります。

- (注) 1. 社外取締役1名は無報酬のため含まれておりません。
2. 平成29年6月22日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役1名)の固定報酬が含まれております。
3. 社外取締役を除く6名に対する株式報酬33百万円が含まれております。
4. 支給総額に加えて、取締役7名に対して、当事業年度に係る退職慰労引当金繰入額9百万円があります。
なお、役員退職慰労金制度は、平成29年6月22日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって廃止しております。
5. 取締役の報酬限度額(固定報酬および賞与)は、年額3億3千万円(うち社外取締役は年額2千5百万円)であります。
(平成29年6月22日開催の第15回定時株主総会決議)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- ・取締役(社外取締役を除く)の報酬に関する構成は次のとおりであります。
 - (ア) 定額の「固定報酬」
 - (イ) 業績等によって支給額が変動する「業績連動報酬」のうち、事業年度ごとの連結業績等に基づく短期インセンティブ(賞与)
 - (ウ) 業績等によって支給額が変動する「業績連動報酬」のうち、4ヶ年にわたる中長期的な業績および当社株価に連動する長期インセンティブ(株式報酬)
- ・社外取締役の報酬に関する構成は次のとおりであります。
 - 定額の「固定報酬」
- ・監査役(社外監査役を含む)の報酬に関する構成は次のとおりであります。
 - 定額の「固定報酬」

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- ・内部監査部門、内部統制を所轄するガバナンス推進部および財務部は、適宜、重要な意思決定案件、コンプライアンスおよびリスク管理等につき関係する情報を提供すると共に、意見交換を行っています。また、社外取締役および社外監査役から要請のあるときには、これに協力する体制をとっております。
- ・経営企画部は、社外取締役に対して、取締役会資料の事前配布および事前説明を行っております。
- ・専任の監査役室スタッフは、非常勤監査役の職務全般を補助しております。
- ・常勤監査役と独立社外取締役は、必要に応じて情報交換会を開催し、課題の共有化と意見交換を実施しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

執行役員以上の役職経験者から選任される顧問制度を導入しておりますが、現在、代表取締役社長等経験者はありません。顧問の業務内容は、社長、取締役および執行役員との諮問に応じるものであり、その選任は取締役会の決定によります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 現状のガバナンス体制の概要

- ・取締役会は、常勤の取締役5名、非常勤の社外取締役4名の計9名で構成されており、原則として月1回の定例の取締役会を開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに業務執行状況の監督等を行っております。
- ・また、取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、常勤の取締役および社長の指名する執行役員が出席する経営会議を原則として月3回開催し、業務執行に関する「J-オイルミルズグループとしての基本的事項および重要事項にかかる意思決定を行っております。なお、当社は、経営の執行と監督の機能を明確化するため、執行役員制度を採用しております。
- ・監査役会は、常勤の監査役1名、常勤の社外監査役1名、非常勤の監査役1名および非常勤の社外監査役1名の計4名で構成されており、原則として月1回の定例の監査役会を開催し、また必要あるときは随時開催しております。各監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画および監査業務の分担に従い、業務執行の適法性・適正性について監査をしております。
- ・その他、「J-オイルミルズ行動規範」、その遵守を規定した「企業倫理規程」等の規範・規定類を策定するとともに、企業行動委員会及びリスクマネジメント委員会等の組織を設置し、その周知・運用の徹底を図っております。

(2) 監査の状況

- ・当社の内部監査の組織については、社長直属の監査部(9名)を設け、業務監査を中心にチェック、指導する体制をとっております。
- ・当社の監査役監査の組織については、上記『(1)現状のガバナンス体制の概要』に記載のとおりです。常勤監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を監督するため、取締役会以外にも経営会議等の重要な会議に出席しており、また、稟議書その他の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人から説明を受けております。
- ・当社は、会計監査業務をEY新日本有限責任監査法人に委嘱し、継続的に会社法監査および金融商品取引法監査を受けております。業務を執行した公認会計士の氏名は、指定有限責任社員業務執行社員の曾田将之氏(継続監査年数1年)および指定有限責任社員業務執行社員の天野清彦氏(継続監査年数6年)であり、その監査業務にかかる補助者の構成は、2018年3月末現在で公認会計士10名、その他15名であります。

(3) 監査役機能強化に関する取組状況

- 『1. 機関構成・組織運営に係る事項』のうち『監査役関係』の『監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況』および『社外取締役(社外監査役)のサポート体制』の項目をご参照下さい。
- なお、監査役池谷修一氏は、公認会計士であり会計に関する高い専門性を有しており、監査役野崎晃氏は、弁護士であり法律に関する高い専門性を有しております。

(4) 指名諮問委員会・報酬諮問委員会

- ・当社は、指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置しております。
- ・指名諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役および執行役員の選解任案等を審議し、取締役会に答申します。その構成は、社内取締役(社長)1名および社外取締役2名から成り、委員長は社外取締役であります。
- ・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役および執行役員の報酬案を審議し、取締役会に答申します。その構成は、社外取締役3名および社外監査役1名から成り、委員長は社外取締役であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

- ・社外取締役(4名のうち2名は独立社外取締役)は、取締役会に出席し、内部統制その他の重要案件に対して、各々、会社経営者等および公認会計士としての経験と見識に基づく発言を適宜行っております。
- ・また、内部監査部門、内部統制機能を所轄するガバナンス推進部および財務部と、適宜コンプライアンスおよびリスク管理等につき意見交換を行う他、当該各部門は、社外取締役が監督等を実施する際に要請のあるときには、これに協力する体制をとっております。
- ・独立社外監査役(1名)は、常勤監査役(うち1名は社外監査役)と共に定例監査役会(原則月1回開催)に加え、適宜開催される臨時監査役会に出席し、業務監査に於いて、密なる連携を図っております。
- ・また、内部監査部門と常勤監査役は、月1回会議を開催し、内部監査部門は、監査役に監査実施状況を報告するとともに、監査役が監査を実施する際に要請のあるときには、これに協力する体制をとっております。
- ・監査役と会計監査人は、定期的に会合を持ち、意見交換を行う他、監査役は、必要に応じて会計監査人の監査に立ち会う等の会計監査の相互連携を図っております。
- ・会計監査人と内部監査部門は、定期的に会合を持ち、意見交換を行う他、内部監査部門は、会計監査人が監査を実施する際に要請のあるときには、これに協力する体制をとっております。
- ・内部監査部門、監査役および会計監査人は、内部統制機能を所轄するガバナンス推進部および財務部と、適宜、コンプライアンスおよびリスク管理等につき意見交換を行う他、当該各部門は、内部監査部門、監査役および会計監査人が監査を実施する際に要請のあるときには、これに協力する体制をとっております。
- ・このように当社では、日常的に、かつ経営全般にわたり、経営者の活動を監督・監査するための十分な仕組みが担保されており、現時点では、現状のコーポレートガバナンス体制を継続することを選択しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期間(株主総会日の2週間前)より1週間程度早く発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した株主総会日を設定しております。
その他	株主総会において、報告事項等をナレーション化およびビジュアル化し、わかりやすさを追求しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーをホームページに掲載しております。 (https://ir.j-oil.com/ja/disclosurepolicy.html)	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算および本決算の期末から約2ヶ月後(5月および11月)に決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報・適時開示資料・有価証券報告書・決算説明会資料・株主総会資料等を掲載しております。 (http://ir.j-oil.com)	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部にIR専任者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「J-オイルミルズ行動規範」、その遵守を規程した「企業倫理規程」を策定し、それぞれのステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動および品質安全に関する専任部署(品質保証部)ならびにCSRに関する専任部署(CSR部)を設置し、環境方針の策定等の他、CSRに関する事項を記載するJ-オイルミルズレポートを毎年発行(ホームページにおいても開示)しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「J-オイルミルズ行動規範」において、適切な情報開示、情報管理を行うことについて基本方針を定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、企業価値の向上を図り、企業としての社会的責任を果たすため、当社グループの業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)の整備に関する基本方針を以下のとおり定めます。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 社会の信頼を得ることを目的とした「企業倫理規程」を制定し、また、当社の取締役、従業員等が遵守すべき社会的規範を定めた「J-オイルミルズ行動規範」を制定して、当社の企業倫理を確立します。
 - (2) 社長の指名する取締役を委員長とし、各部門の責任者および組合代表者が参加する企業行動委員会を設置して、コンプライアンス活動を統括します。
 - (3) 社会的責任(CSR)経営を重視して、CSR意識の涵養、教育・啓発を目的としたCSR部を設置し、企業行動の遵法性、公正性、健全性を確保する活動を定期的に行います。
 - (4) 社会規範、企業倫理に反する行為を防止・是正するために、報告相談窓口として内部通報制度(ヘルプライン)についても規定し、取締役、従業員等がコンプライアンスに背く行為が行われ、また行われようとしていることに気付いた場合には、企業行動委員会に通報しなければなりませんと定めています。会社は通報者が不利益を被らないよう保護規定を設けています。
 - (5) さらには、独占禁止法遵守にあたっては、特にそのガイドラインを策定し、取締役、従業員等を問わず、その周知徹底を図ります。
 - (6) 財務報告の信頼性を確保するために、財務部および監査部は、財務報告に係る全社的な内部統制の有効性評価を実施し、必要な是正を対象部門に指示します。
 - (7) これらの継続的な周知・教育活動として、当社グループの各部門において必要な研修を定期的 to 実施します。
 - (8) これら内部統制システムに関連する各部門での活動を円滑に進めさせることを目的としたガバナンス推進部を設置し、内部統制に関連する活動が、当社グループ全体として、横断的かつ有効に機能するよう方向付けるとともに、業務活動の質の向上を図ります。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る決議・決裁・報告の内容は、「取締役会規則」、「文書管理規程」、「情報取扱規程」において定められた保存期間・書類にて保存します。また、必要に応じ取締役、監査役、会計監査人が閲覧可能な状態で管理する体制を整備します。
 - (A) 株主総会議事録と関連資料
 - (B) 取締役会議事録と関連資料
 - (C) 社長が招集する経営会議議事録と関連資料
 - (D) 取締役が主催する重要な会議の議事の経過の記録と指示事項と関連資料
 - (E) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会の指揮監督の下、各本部が重点対応リスクを抽出したうえ具体的な対策を講じ、それに基づき行動し、その評価を次年度に反映させるべくPDCAサイクルを回し、そしてその進捗状況を定期的に報告することにより、当社を取り巻くリスクを適切に管理することに努めます。また、危機が発生した場合には、「リスクマネジメント委員会規程」に基づき、必要に応じて対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して円滑かつ迅速に対応し、適切な解決を図ります。
 - (2) また、特に反社会的勢力に対しては、その要求には絶対に応じないこと、その活動・運営を助長する取引をしないことを基本方針として、組織全体として対応するものとします。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、「取締役会規則」に基づき原則月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令または定款で定められた事項および経営方針その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する機関とします。
 - (2) 全ての常勤取締役および社長の指名する者が出席する経営会議を原則毎月3回開催し、取締役会で決定した経営方針に基づき、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を行います。
 - (3) 組織、職制、指揮命令系統、業務分掌等を定めた「業務執行規程」、「分課分掌規程」等に基づく職務執行上の責任体制を確立することにより、職務の効率的な執行を図ります。
 - (4) 経営方針を踏まえた経営計画を定め当社が達成すべき目標を明確化するとともに、これに基づく全社および各本部、各部門等の年度計画を策定し、業績管理を実施します。
5. 次に掲げる体制その他のJ-オイルミルズグループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (A) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
グループ会社の経営に関しては、その独自性や自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うとともに、各社の財産ならびに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社の経営会議において協議することとします。
 - (B) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社のリスクマネジメント委員会の指揮監督の下、各グループ会社が各社の重点対応リスクを抽出したうえ具体的な対策を講じ、それに基づき行動し、その評価を次年度に反映させるべくPDCAサイクルを回し、そしてその進捗状況を定期的に親会社に報告することにより、グループ会社を取り巻くリスクを適切に管理することに努めます。また、危機が発生した場合には、「リスクマネジメント委員会規程」に基づき、必要に応じて対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して円滑かつ迅速に対応し、適切な解決を図ります。
 - (C) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 業務の適正と効率性を確保するために、「関係会社運営規程」で指定した当社の規程類を、グループ会社にも適用します。
 - (2) グループ会社の経営計画および年度計画の審議や、月次ベースでの連結業績の迅速・正確な把握を通じて、グループ会社の事業活動の健全性および効率性を確保します。
 - (D) 子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は「関係会社運営規程」に定めるところにより、「企業行動規範」、その遵守を規定した「企業倫理規程」、監視するための企業行動委員会、リスクマネジメント委員会等を国内外のグループ会社にも一様に適用し、法令および定款に適合する業務執行を確保します。
 - (2) 監査役は、必要に応じて、グループ会社の稟議書およびその他の重要事項を閲覧または謄写できます。
 - (3) 監査部によるグループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査します。

6. 監査役監査の実効性を確保するための体制

(A) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、1名以上の専任者を配置します。監査役の職務を補助する従業員(以下「監査役室スタッフ」といいます - 兼務者を含む)は監査役の指揮命令下で職務を遂行します。
- (2) 監査役室スタッフの評価は常勤監査役が行い、人事異動および賞罰については、監査役会の同意を得るものとするので、取締役からの独立性を高め、監査役の指示の実効性を確保します。

(B) 監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役・従業員等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役に報告します。
- (2) 監査役が、取締役会のほか重要な会議への出席や関係書類の閲覧を行うことのできる体制を整備します。また、取締役および従業員等は、会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況および結果に関し、監査役に必要な事項または監査役が要請した事項を適宜報告します。この重要事項には、コンプライアンスおよびリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含みます。
- (3) グループ会社の取締役、監査役、および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役に報告します。
- (4) 当社監査役とグループ会社監査役は、適宜情報交換を実施します。
- (5) 公益通報に関する情報はガバナンス推進部より監査役に報告することとします。
- (6) (1)(2)(3)の報告をした者に対しては、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いをしないことを確保するための体制を整備します。

(C) 監査費用の処理に係る方針

監査役の職務の執行に必要な費用を負担します。当該費用には、往査に必要な費用のほか、監査意見を形成するために独自の外部専門家(法律・会計・税務等)を活用する場合の費用を含みます。また、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求があった場合には、速やかに当該費用または債務を処理します。

(D) その他監査役監査が実効的に行われることを確保する体制

- (1) 監査役会の要請がある場合には、監査役会が法律・会計・税務等の専門家を選任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。
- (2) 監査役は、必要に応じて、当社および当社グループ各社の各種会議、打合せ等へ出席することができます。また、全取締役、執行役員および部長層からの業務報告の聴取、ならびに、各事業所や関係会社への往査を実施することができます。
- (3) 監査役は、監査役会が策定する監査計画にもとづき、業務執行担当取締役および重要な従業員等から個別に職務執行状況を聴取することができます。
- (4) 監査部は、監査役会に対し、定期的に内部監査の状況を報告するとともに意見交換を行い、監査役からの要請がある場合には、監査役の監査に協力します。
- (5) 監査役会は、代表取締役、社外取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備に関する基本方針において、「反社会的勢力に対しては、その要求には絶対に応じないこと、その活動・運営を助長する取引をしないことを基本方針として、組織全体として対応するものとします。」と定めております。

また、「J オイルミルズ行動規範」においても、「私たちは、反社会的な勢力や不当な圧力に対しては、屈することなく毅然とした態度で臨みます。」と定めております。

これらを受けて、万一不当要求があれば、ガバナンス推進部を中心に、警察等の関係行政機関、暴力追放運動団体、顧問弁護士等と連携して対処する体制を整えております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることにより当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「本買収防衛策」といいます。)を導入しております。

(a) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、経営支配権の移転を通じた企業活動の活性化の意義を否定するものではなく、当社株式の大規模買付についての判断は、最終的には当社株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えています。

特に、当社の企業価値の源泉は、主として、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力にあると考えておりますが、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠です。当社株式の大量取得を行う者が、当社グループの財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(b) 基本方針の実現に資する取組み

当社の企業価値の源泉は、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力にあると考えており、具体的には以下の6点を挙げることができます。

- ・ 安全で安心な製品に対する信頼
- ・ 安全な製品を生み出す高度な技術力
- ・ 安定供給による信頼
- ・ 高付加価値・高品質の製品を生み出す研究開発力
- ・ 長年培った販売力
- ・ 従業員

(1) 中期経営計画

当社は、これら当社の企業価値の源泉を今後も維持・発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えており、また、中期経営計画を策定することにより、企業価値の発展を図っております。

2017年度を初年度とする4ヶ年の第五期中期経営計画においては、4つの成長戦略と3つの構造改革を事業戦略の基本方針とし、その事業戦略を支えるべく、経営基盤の強化および企業ビジョンの浸透と組織風土改革を行います。

(2) コーポレート・ガバナンス

また当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上のための重要な仕組みとして、従来よりコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。

当社は経営効率化のために執行役員制度をとり、原則として月に3回開催される経営会議における意思決定に基づき各執行役員が業務を執行しております。業務執行および意思決定のうち重要なものについては、毎月開催される取締役会に付議・報告され、その監督に服するものとしております。

取締役のうち4名は非常勤の社外取締役(うち独立社外取締役2名)であり、取締役会での審議に当たり、客観的な意見を述べております。

監査役会は、常勤の監査役1名、常勤の社外監査役1名、非常勤の監査役1名および非常勤の社外監査役1名の計4名からなり、各監査役は、毎月開催される取締役会に出席して取締役の意思決定・業務執行を監視・監督しております。また、常勤監査役は経営会議にも出席し、取締役による業務執行を適法性・適正性の観点から監視・監督しております。

このように当社では、経営上の意思決定および業務執行につき、取締役会および監査役会による監視・監督により、適法かつ適正な業務執行が行われるような仕組みをとっておりますが、今後更にコーポレート・ガバナンスの充実に図り、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させていく所存であります。

(c) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 本買収防衛策の目的

本買収防衛策は、当社株式の大量取得行為が行われる場合の当社における手続を定め、このような大量買付に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との交渉の機会を確保することにあります。

これにより、当社の企業価値の源泉である、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力等が害されることを防止し、当社の企業価値および株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(2) 本買収防衛策の概要

本買収防衛策は、有事の際に対抗措置を発動する可能性を事前に予告する事前警告型買収防衛策です。具体的には、次のような内容を有しています。

(ア) 当社が発行者である株券等について20%以上の買付その他の取得等を行うことを希望する買付者等は、あらかじめ買付等の内容の検

討に必要な情報を当社に対して提出していただきます。

- (イ) 独立委員会は、当社取締役会に対し、上記買付等の内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案(もしあれば)等を提出するよう求めることができます。

独立委員会は、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者(実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者)で、当社経営陣から独立した者のみから構成されます。

- (ウ) 独立委員会は、買付者等や当社取締役会から情報を受領した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討等を行います。
- (エ) 買付者等が、本買収防衛策の手続を遵守しない場合や当社の企業価値または株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の判断を経た上、新株予約権の無償割当てを実施するか否かを決定します。
- (オ) 上記(b)乃至(d)にかかわらず、当社取締役会は、(ア)買付者等が本買収防衛策に定める手続を遵守しているとともに、買付等が当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、かつ、(イ)新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合には、独立委員会における手続の他、株主意思確認株主総会を招集して、当該株主総会において、新株予約権の無償割当てを実施するか否かを決定します。
- (カ) 本買収防衛策に基づく対抗措置として、新株予約権を割り当てる場合には、当該新株予約権に、買付者等およびその関係者による権利行使は認められないという行使条件、および当社が買付者等およびその関係者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されることが予定されています。
- (キ) 本買収防衛策の有効期間は、平成32年3月期に関する定時株主総会終結の時までとします。

(d) 上記の取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

- (1) 本買収防衛策が基本方針に沿うものであること

本買収防衛策は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

- (2) 本買収防衛策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社は、次の理由から、本買収防衛策は、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (ア) 経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の要件を完全に充足し、また、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定められる買収防衛策の導入に係る尊重事項を全て充足していること。さらに、本買収防衛策は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえていること。
- (イ) 株主意思を重視するものであること。
- (ウ) 独立性の高い社外者の判断を重視し、適時適切な情報開示を定めていること。
- (エ) 合理的な客観性要件を設定していること。
- (オ) 外部専門家の意見を取得することとしていること。
- (カ) 当社取締役の任期は1年であること。
- (キ) デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)やスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)ではないこと。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の適時開示体制の概要およびコーポレート・ガバナンス体制についての模式図は、別紙のとおりであります。



